

(公社) 沖縄県建築士会の規則の一部を改正する試案について

改正理由

・改正建築士法（令和2年3月1日施行）で建築士試験の受験資格要件であった実務経験が登録要件に変わったことにより、建築士の登録申請時に実務経験の内容を建築士会で厳格に審査することが必要になったことから、登録申請書の審査にあたる委員が属する新たな委員会の設置を提案いたします。また、これまで事務局主体で行われていた建築士試験業務についても、より円滑な運営を図るため、本委員会で担当することとします。

※(公社)沖縄県建築士会定款第51条第1項に基づく改正試案

(公社) 沖縄県建築士会 定款(抄)

(委員会)

第51条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議より、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

メンバーズコメントの募集

本会規則改正試案について、会員の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

令和2年9月9日(水)～令和2年10月14日(水)

2. 意見の提出先等

- ①本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ②電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3. 留意事項

- ①ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ②書式は、自由とします。

※改正は下線部分

公益社団法人沖縄県建築士会 規則（抄）

第1条～第22条 略

(委員会等)

第23条 定款第51条第1項の規定により、この会の事業を分担し、その推進を図るため、次の委員会を置く。

一 総務委員会

- イ 定款、細則等内部規約に関する事項
- ロ 財政、経理に関する事項
- ハ 本会活性化・各支部との連絡・調整に関する事項
- ニ 本会活動に関する企画情報運営及び事務局に関する事項
- ホ 官公庁との協議・連絡に関する事項
- ヘ 他の委員会の所管に属さない事項

二 事業委員会

- イ 会員相互の親睦及び各種イベントに関する事項
- ロ 建築士の日に関する事項
- ハ 各種講演会・講習会の実施に関する事項
- ニ 建築会館の積極利用に関する事項

三 広報委員会

- イ 会誌、広報誌の発行・その他広報に関する事項
- ロ 建築作品推薦等の企画実施に関する事項

四 青年・女性委員会

- イ 新しい建築士像の検討に関する事項
- ロ 全国青年委員会・研究集会に関する事項
- ハ 「被災建築物応急危険度判定ネットワーク」構築に関する事項
- ニ 建築士会CPD制度に関する事項
- ホ 専攻建築士制度に関する事項
- ヘ 女性建築士としての各種協議会・フォーラムの開催に関する事項
- ト 住まい関連のフォーラムの開催に関する事項

五 まちづくり委員会

- イ まちづくり活動の実施及び支援・協力に関する事項
- ロ 沖縄地域貢献活動センターの運営に関する事項

六 建築設計競技委員会

- イ 建築設計競技の業務受託、運営及び実施に関する事項
- ロ 会員に対する設計競技の運営及び実施に関する事項

七 調査研究委員会

- イ 文化・環境に関する調査研究
- ロ 高齢者・障害者に配慮した施設の調査研究

八 建築士試験・登録業務委員会

- イ 建築士試験の願書受付、試験の実施に関する事項
- ロ 建築士の登録申請書の審査に関する事項

2 委員会は会員でもって構成する。ただし、特に必要があるときは、会員外の専門家を委員に加えることができる。

3 委員長は、理事会の承認を得て、当該委員会に小委員会等を設けることができる。

第24条～第26条 略